



訪問リハビリのご案内

阪神医生協
診療所



☆当診療所の訪問リハビリテーション

利用者様が自宅でより良い日常生活を送る事ができるようリハビリ専門のセラピストが自宅へ伺い、本人・家族の希望にそって一緒に目標を共有し、ケアマネジャー等と連携を取りながら支援していきます。

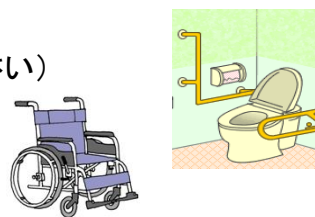
☆具体的には

- ・日常生活動作の練習(歩行、食事、トイレ、入浴など)
- ・家事動作の練習(調理・洗濯・掃除など)
- ・外出の練習(自宅周囲や公共交通機関の利用など)
- ・コミュニケーション方法の提案
- ・福祉用具や住宅改修に関するアドバイス
- ・自主トレーニングの指導
- ・介護、介助方法のアドバイス..... など



☆対象者とサービス実施地域

- ・介護保険の要介護1～5、要支援1～2の方
(※医療保険での訪問リハビリも対応可能な場合があります。一度ご相談下さい)
- ・尼崎市に住んでいる方(詳しくはお問い合わせ下さい)



☆お問い合わせ

- ・阪神医生協診療所 訪問リハビリテーション (事業所番号:2813008287)



〒660-0803

尼崎市長洲本通1-16-17

TEL:06-6481-5545 FAX:06-6488-9061

E-mail:hou-riha@hansiniseikyo.or.jp

担当:長田(ながた)

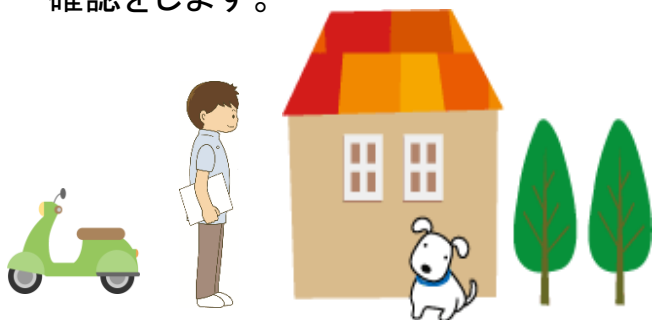


☆訪問リハビリテーションの流れ

①ケアマネジャーや病院の相談員にご自宅で訪問リハビリを受けたいことをご相談下さい。



②リハビリのスタッフがご自宅に伺い、契約書などの説明や生活・身体状況の確認をします。



③当診療所の医師の診療(診察や往診)を受け、リハビリの方針等を検討し計画書を作成します。



④ご自宅へ定期的に伺って計画に基づいたリハビリを行います。



⑤基本3ヶ月ごとに当診療所の診療(診察や往診)を受けて計画書を更新します。



☆利用単位について

・訪問リハビリ(307単位)

20分を1回として、同一利用者に対して週6回まで実施可能です。

※当診療所の訪問リハビリは、
週1日であれば40分か60分
週2日であれば40分か60分

退院(退所)後の3カ月間に限り最大週12回の利用が可能ですが介護保険の他のサービス利用状況にもよります。

・短期集中リハビリ加算(200単位)

退院・退所日または要介護認定日から3カ月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上実施した場合に算定します。

・サービス提供体制強化加算 I (6単位)

1回(20分)につき6単位を算定します。

☆利用料金について

介護保険が1割負担の方で、
目安ですが...

・週1日(40分・60分)の場合:
月およそ2700円~4000円

・週2日(40分・60分)の場合★1:
月およそ5300円~8000円

・週3日(40分・60分)の場合★2:
月およそ8000円~14500円

※★1★2は退院(退所)などの短期集中リハビリ加算を含んだ目安です。

